

建設局総務部長以下、市職建設局支部長以下との本交渉

令和 5 年 12 月 22 日 大阪市職員労働組合建設局支部との交渉の議事録

【支部】

支部は職場における労働者の安全と健康確保をより一層推進するとりくみが重要であると認識している。また、労使双方が、現場の参加を促し、職場環境改善を多面的・総合的に推し進めることが重要である。

労働安全衛生は、行政サービスの円滑な遂行を確保するうえで重要な課題であると認識し、これまでの取り組みを低下させない立場で、法令による事業者責任を明確にするよう下記の項目について申し入れる。

1 労働安全衛生に関する申し入れ

- (1) 法令に基づき産業医・安全管理者・衛生管理者の適正な配置を行うこと。資格者（安全衛生管理者等）の配置については、書面にて本人同意を得ること。引き続き、有資格者の拡充を図ること。

また、産業医・安全管理者は月 1 回以上、衛生管理者は週 1 回以上の職場巡視を行い、巡視内容の統一や巡視結果によって改善された事案については、職場・支部へ報告すること。

- (2) 職場安全衛生委員会を活用して働きやすい職場環境づくりを実践すること。
- (3) 新規採用者・所属間異動者に対して危険場所等の説明や、酸素欠乏等にかかわる研修を早期に実施し、必要となる保護具の配置や、器具の取扱いについて周知徹底すること。
- (4) 過重労働による健康障害の防止対策について、労働基準法改正に伴う時間外労働時間の上限規定が導入された趣旨を踏まえ、管理職の責務として確実に業務の進捗管理を行い、ワーク・ライフ・バランスの実現の一環として導入されたテレワークにおいても、職員が通常の勤務と異なる環境で就業するため今まで以上に情報の共有化を図るなどし、時間外勤務の縮減・サービス残業の撲滅を図ること。
- (5) 下水道施設の維持管理業務については、2017 年 4 月より「クリアウォーター OSAKA(株)」へ包括委託されており、また、2021 年 4 月には地方独立行政法人天王寺動物園が発足している。法律及び条例の規定に基づき組合員が派遣されているため、組合員の労働安全衛生や職場環境が本市と同等となるよう誠意ある対応を行うこと。
- (6) 業務上必要となる職員の被服については安全衛生の観点で十分な協議を行うこと。
- (7) 年次有給休暇並びに夏季休暇を取得しやすい職場環境づくりを実践すること。
- (8) 業務を遂行するうえでの様々な情報について職場内で共有することは、職員が安心

して働き、その能力を十分に発揮するためにも重要であると考えている。管理職の責務として職場内で時宜を失することなく情報共有に努めるとともに、常日頃から上司部下、職員間での連携を深めるため円滑なコミュニケーションの推進を行うなどして、安心して働き続けることのできる風通しの良い職場環境づくりを実践すること。

- (9) 新型コロナウイルスをはじめとしたあらゆる感染症にかかる職員の安全衛生管理の徹底について、今後も実施可能な対策について検討し、職員の安全衛生管理を徹底すること。

2 職場環境改善に関する申し入れ

- (1) 執務スペースは、職業生活の重要な基礎であるため、事業責任者として事務所衛生基準規則の規定に基づき測定及び点検を実施するとともに、職員が安心して働ける職場環境づくりに取り組めるよう、問題点把握とその改善を行うこと。
- (2) 今年度は公園緑化部において ATC への移転が行われたが、今後も執務スペースにおいて大幅なレイアウト変更等を行う際は、計画が確定次第速やかに事務所衛生基準規則の規定に基づいたレイアウトを提示するとともに、職員の職場環境に著しい影響を伴う場合には交渉・協議を行うこと。いずれにしても、移転作業の実施については、業務繁忙時期を考慮し余裕を持って行うこと。
- (3) 業務執行上必要となる書類など保管スペースについて、書庫等の確保をはかること。
- (4) 建物等に使用されている健康被害の要因となるアスベストについて、事業者責任として把握、管理し、適切な処置を行うこと。なお、アスベスト管理マニュアル（下水道施設編）を遵守し事故防止に努めるとともに、組合員の業務上のアスベストにかかるリスク低減に一層配慮すること。

【局】

ただいま、労働安全衛生・職場環境改善に関する申し入れを受けたところであるが、現時点の局の考え方を申し上げる。

当局としても、職員の安全と健康を確保し、さまざまな職場で働く職員が働きやすい環境を整備することは、業務の効率的な推進や市民サービスの充実に資することにつながることから、重要な課題と認識しているところである。

このようなことから、「職員の健康の保持・増進」とともに、「公務災害の防止」のために、事業所ごとに産業医を選任するなど、各職場安全衛生委員会において支部の協力も受けながら、労働安全衛生管理活動を進めている。

労働安全衛生法では「事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない」と規定され、事業者には安全配慮義務

が課せられていることは十分認識しており、これまでも各種講習会等において安全管理者等の管理監督者に対し労働安全衛生法の趣旨を徹底してきたところである。

時間外勤務の縮減に関しては、時間外勤務時間数に上限時間が設定された趣旨を踏まえ、職員の健康保持、増進及びワーク・ライフ・バランスの推進を図るため日常的に効率的な業務の進行管理に十分に努め、時間外勤務を最小限にとどめるよう、職員の時間外勤務の状況の把握とあわせて、引き続き縮減に向けた取組みを行っていく。

今後とも職員の健康と安全は、「すべての仕事の基本である」という認識の上にたち、引き続き、労働安全衛生法の趣旨を各課・事業所に徹底するとともに、職員の健康の保持及び公務災害の防止に向けた取組みを進めていきたいと考えている。

職場環境改善に関しては、職員が働きやすい職場環境を整備することは、職員が職務に専念できるとともに、ひいては市民サービスの充実にもつながるものと考えており、引き続き、各職場の管理監督者等と連携し、職場環境の問題点の把握に努め、問題点が生じた場合には、その改善に努めていく。

今後、執務スペースにおいて大幅なレイアウト変更等を行う際は、各職場の執務スペースが事務所衛生基準規則の基準を満たすとともに、労働安全衛生及び職場環境が十分確保されるよう努める。

いずれにしても、いま申し入れを受けたところであり、申し入れ内容を十分に検討し、本日以降、事務折衝の場において協議を行い、改めて回答したいと考えている。

【支部】

ただいま、本日申し入れを行った内容について、当局側より事務折衝の場においての協議と改めての回答を行いたい旨が説明された訳であるが、各職場での意見交換などの実施や相互にコミュニケーションの図れる職場環境づくり並びに勤務労働条件の確保できる職場づくりを管理職の職制責任として主体的にとりくむ事を要請する。

2024年度業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保に関する申し入れの予備交渉において、勤務労働条件に大きな変更が生じる業務執行体制の変更はないとのことだが、超過勤務にかかる状況について、11月末の時点で月45時間を超えて時間外勤務を行っている回数が4回以上である職員が約14名おり、恒常的に繁忙状況が生じている部門が固定化していることや、今年度の夏季休暇を全数取得できていない職員が8名となっている。さらに休職者数も9名となっており、管理職の責務として、ひとりひとりの業務の進め方などにも関心を持ち、また、時間外勤務命令申請時に組合員へ業務の進捗管理等を行うことで時間外労働の可否を確認し、管理職の指導力や判断力により、時間外労働の縮減に取り組み、『仕事と人』のあり方を含め職制責任として、誰もが働きやすい風通しのよい職場環境づくりを行うこと。

さらに、令和5年7月を対象に実施されたログ確認調査において、超過勤務の申請手続きの失念があったなどを理由に12件の超過勤務の追加認定が発生している。さまざまな

理由はあるものの、こういった事象をなくすためにも管理職の責務として日ごろから積極的にコミュニケーションを図り、組合員の労働時間の管理をより一層徹底することを要請する。

クリアウォーターOSAKA株式会社や地方独立行政法人天王寺動物園へ派遣される職員について、派遣先における職員の労働安全衛生や職場環境が本市と同等となるよう誠意ある対応を行うとともに、変更が生じた場合については派遣元としてクリアウォーターOSAKA株式会社、地方独立行政法人天王寺動物園と連携して全派遣対象者に対して丁寧な説明を行うこと。

また、組合員をその他の団体へ派遣する場合についても労働安全衛生や職場環境が本市と同等となるよう誠意ある対応を行うこと。

新型コロナウイルス感染症にかかる職員の安全衛生管理の徹底についてこの間、各職場安全衛生委員会等において、感染防止のために取り組んできたところである。今年の5月8日より5類感染症に位置付けられたが、引き続き感染防止対策の実施ならびに情報共有を図ること。

最後に、快適な職場環境の実現を通じて職場における職員の安全と健康を確保していくことは、職員が安心して働くという観点からも、市側が責任を持って改善していくことは大変重要と考えている。今後、老朽化した施設、設備の保守・点検の徹底など、職員が安心して利用しやすい庁舎への改善に向け市側の責任ある対応を要請する。

回答に向け誠意ある対応を引き続き行うことを求めて、本日の交渉を終えることとする。